

○四国中央市都市計画審議会条例

平成16年4月1日

条例第160号

(設置)

第1条 都市計画法(昭和43年法律第100号。以下「法」という。)第77条の2第1項の規定に基づき、四国中央市都市計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 法によりその権限に属せられた事項に関すること。
- (2) 市長の諮問に応じ都市計画に関すること。

2 審議会は、都市計画に関する事項について、関係行政機関等に建議することができる。

(組織)

第3条 審議会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命する委員をもって組織する。

- (1) 学識経験のある者 5人以内
- (2) 市議会の議員 5人以内
- (3) 関係行政機関又は県の職員 2人以内
- (4) 市の住民 3人以内

(任期等)

第4条 審議会の委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(臨時委員及び専門委員)

第5条 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

2 審議会に、専門の事項を調査させるために必要があるときは、専門委員若干人を置くことができる。

3 臨時委員及び専門委員は、市長が任命する。

4 臨時委員は当該特別の事項に関する審議が終了したときをもって、専門委員は当該専門の事項に関する調査が終了したときをもって、それぞれ解任されるものとする。

(会長)

第6条 審議会に会長を置き、第3条第2項第1号の委員のうちから委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第7条 審議会は、会長が招集する。

- 2 会長は、会議の議長となる。
- 3 審議会は、委員及び議事に関係ある臨時委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- 4 審議会の議事は、出席した委員及び議事に関する臨時委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(幹事)

第8条 審議会に、審議会の庶務を処理するため幹事若干人を置く。

- 2 幹事は、市職員のうちから市長が任命する。
- 3 幹事は、会長の命を受け会務を処理する。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、都市計画担当課において処理する。

(平21条例6・一部改正)

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成21年3月26日条例第6号)抄  
(施行期日)

- 1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。